

越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金のご案内

～合併処理浄化槽維持管理費補助金制度が平成26年度よりスタートしました～

越生町では、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の維持管理費用の一部を補助する制度を始めました。**最高で10,000円の補助金**が受けられます。

平成28年度から、申請書類の簡素化を図るため、「浄化槽保守点検カード」の添付を省略しました。

◆補助が受けられる区域と浄化槽について◆

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による事業計画の認可を受けた区域及び越生町農業集落排水事業の排水処理区域を除く越生町全域で、居住の用に供する専用住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上であることが必要です。）に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）が対象です。

※ **公共下水道事業の区域及び農業集落排水事業の区域内の方は、早めに公共下水道又は農業集落排水へ接続するようお願いします。**

◆補助対象となる維持管理経費について◆

合併処理浄化槽（10人槽以下）の保守点検費用と法定検査手数料（浄化槽法第7条（設置後1回のみ実施）又は第11条（毎年実施）に基づく検査手数料）を合計した金額が補助対象経費となります。

ただし、町へ申請書を提出する日の前日から過去1年間に支払った保守点検（3回以上）の費用及び過去1年間に行った法定検査の手数料とします。

◆補助金額について◆

補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額です。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとし、上限は10,000円です。

【補助金額の計算例】

・保守点検費用（4回分合計）	18,900円（業者により費用は違います。）
・法定検査手数料（1回分）	5,000円（一律） → 浄化槽法11条検査の場合 浄化槽法7条検査の場合は13,000円
計	23,900円
$23,900円 \times 1/2 = 11,950円 \approx 11,000円 > 10,000円 \rightarrow 10,000円$	
※ 1,000円未満は切り捨てとし、上限は10,000円 よって、10,000円が補助金額となります。	

お問い合わせ先：越生町役場 まちづくり整備課 生活環境担当

電話：049-292-3121 内線155・156・157

申請書及び添付書類の説明

No.	書 類 等	説 明
1	「越生町合併処理浄化槽維持管理費 補助金交付申請書」	必要事項をご記入ください。
2	補助金交付申請書の 「法定検査結果書の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ・法定検査結果書の写しとは、（社）埼玉県環境検査研究協会が検査実施後に発行する「浄化槽法第7条検査結果書」又は「浄化槽法第11条検査結果書」の写し（例1）です。 ・検査結果が不適正と判断された場合には、その理由となった事項を改善したことが確認できるものを添付してください。
3	補助金交付申請書の 「法定検査に要した費用が確認できる領収書等の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の写しとは、「振替払込請求書兼受領証」の写し（例2）です。紛失した場合は、（社）埼玉県環境検査研究協会に再発行等を依頼してください。
4	補助金交付申請書の 「保守点検（年3回以上）に要した費用が確認できる領収書等の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の写しとは、年間一括払いと点検ごとに支払うものの二通りがありますので、どちらかをご用意ください。 領収書を紛失した場合や口座引き落としの場合は、契約業者へ再発行又は領収書の作成を依頼してください。
5	「越生町合併処理浄化槽維持管理費 補助金交付請求書」	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項をご記入ください。 ・補助金は口座振り込みになります。補助金交付請求書の「請求者」の情報及び「振込口座」の情報のみ記入してください。なお、「請求者」及び「振込口座」の情報以外は記入しないでください。

※ No.2・No.3は、申請日の前日から過去1年間に実施したもの、No.4は、申請日の前日から過去1年間に支払ったものをご用意ください。

浄化槽の適正な維持管理について

浄化槽をお使いの方は、浄化槽法に基づき「**保守点検**」及び「**清掃**」の**実施**、「**法定検査**」の**受検**が義務付けられています。

現在、家庭からの生活排水が河川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。

保守点検	浄化槽の点検、器具の調整、薬剤の補給をする作業です。 年3回以上実施しなければなりません。
清 掃	浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや器具の洗浄をする作業です。 年1回以上実施しなければなりません。
法定検査	浄化槽の維持管理が適正に実施され、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。 埼玉県指定検査機関が検査を実施し、後日検査結果通知書が送付されます。 年1回受検しなければなりません。

【保守点検、清掃、法定検査を依頼する場合について】

- ① 保守点検は、埼玉県に保守点検業者として登録している業者に依頼してください。
- ② 浄化槽の清掃を実施する場合は、町の許可を受けた次の浄化槽清掃許可業者へ依頼してください。

◆越生町浄化槽清掃許可業者◆		
業者名	住 所	電話番号
(有)新東	毛呂山町阿諏訪1483	049-294-6349
毛呂山清掃株	毛呂山町大類522-1	049-294-0459
(有)安川商事	毛呂山町前久保378	049-294-4411
(有)清水設備工業所	鳩山町大豆戸345-7	049-296-1610

- ③ 法定検査は、埼玉県指定検査機関の社団法人埼玉県環境検査研究協会へ直接電話でお申し込みください。（電話番号：048-649-5151）

指定検査機関 一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
TEL 048-649-5151 FAX 048-649-5495

浄化槽法第 11 条 検査結果書

平成 25 年 6 月 1 日 に実施しました検査結果についてご報告いたします。

検査員 埼玉 太郎

1. 判定

イ

適正

ロ おおむね適正

ハ 不適正

2. 所見 判定の理由については、以下の通りです。

※外観検査について
改善及び注意が必要な事項はありません。

※書類検査について
改善及び注意が必要な事項はありません。

※水質検査について
水質検査の結果は下記の通りです。

水質検査結果

水素イオン濃度	7.0	生物化学的酸素要求量	3 mg/ℓ
溶存酸素量	2.7 mg/ℓ		
透視度	30 度以上		
残留塩素	2.0 mg/ℓ 以上		

3. 施設概要

管轄行政 埼玉県東松山環境管理事務所

設置者	環境 太郎						
管理者	環境 太郎						
設置場所	越生町越生900-2 環境 太郎						
設置年月日	平成22年11月15日	使用開始年月日	平成23年 6月 8日	処理性能	BOD 10 mg/ℓ		
建物用途	住宅施設関係 住宅			工事業者	越生設備工業		
放流先	側溝			種類	工場生産新構造		
設計者	ニッコー(株)		処理対象人員	7人	実使用人員	6人	
型式	浄化王-7		(計画流入汚水量)	1.40 m ³ /日	(実流入汚水量)		
処理方式	合併 担体流動生物ろ過循環方式						
保守点検の実施者	越生メンテナンス			清掃の実施者	越生清掃		

例2

浄化槽法第7条検査の受領書（領収書）の場合

払込票兼受領証

口座番号	0 0 5 6 0 7
	<small>右詰めにご記入ください</small>
加入者名	社団法人 埼玉県環境検査研究協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 3 0 0 0
払込人住所氏名	
料金	(消費税込み) 受付局日附印 円
特殊取扱	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

依頼人の住所・氏名が記載されたもの。

受付印があるもの。

浄化槽法第11条検査の受領書（領収書）の場合

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 0 5 6 0 7	通常払込 料金加入 者負担
	<small>右詰めにご記入ください</small>	
加入者名	社団法人 埼玉県環境検査研究協会	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 0 0 0	
ご依頼人		
料金	日 附 印	
備考		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

依頼人の住所・氏名が記載されたもの。

受付印があるもの。